弦打校区コミュニティ協議会等備品貸出に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、地域コミュニティの活動の促進を図るため、弦打校区コミュニティ協議会（以下、「協議会」という。）等が所有し、管理する備品（以下「備品」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出できる備品）

第２条　貸出しをすることができる備品は、協議会直属の物品とし、協議会の管理運営に支障がない範囲とする。

（貸出することができない物品）

第３条　貸出しをすることによって破損のおそれがあると協議会が判断した物品及び災害発生時の使用が見込まれる物品の貸出しは原則許可しない。

（管理者）

第４条　備品の管理者は弦打校区コミュニティ協議会会長とする。

（保管場所）

第５条　備品は弦打コミュニティセンター（以下「センター」という。）で保管する。

（貸出対象者）

第６条　備品を貸出すことができるも団体は、次のとおりとする。

（１）協議会の構成団体

（２）その他会長が特に必要と認めるもの

（貸出料）

第７条　備品の貸出料は無償とする。

（貸出期間）

第８条　備品の貸出期間は、原則として５日以内とする。

（貸出できない日）

第９条　原則として、センターの休館日には備品貸出し及び返却はできないものとする。

（貸出の申込）

第１０条　貸出申込の受付は、貸出予定日の２か月から行う。

２　同一日に複数の申請があった場合は、原則先着順とするが、用途や緊急性を鑑みて協議会で調整するものとする。

（貸出申請）

第１１条　備品の貸出しを受けようとするもの（以下、「使用者」という。）は、備品貸出申請書及び使用に関する誓約書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、利用日の５日前までに行わなければならない。

（貸出及び返還）

第１２条　備品は原則として保管場所から貸出を行い、保管場所に返還するものとする。

（目的外使用の禁止）

第１３条　使用者は備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

（使用の遵守事項）

第１４条　備品の使用者は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）備品の取扱いは丁寧に行い、使用者は清掃及び保管を確実に行うこと。

（２）備品を破損し、又は滅失したときは速やかに協議会に届出て、その指示に従うこと。

（事故責任）

第１５条　備品の使用によって生じた事故等に関して、協議会は一切の責任を負わない。

（その他）

第１６条　この規程に定めのない事項については、会長が決定する。

附　則

　この規程は、平成３１年３月１３日から施行する。

様式第１号（第１１条関係）

年　　月　　日

弦打校区コミュニティ協議会会長　殿

申請者　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　 ㊞

備品貸出申請書及び使用に関する誓約書

コミュニティ活動活性化支援のための備品の貸出しに関する規程第１１条第１項に基づき、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用日時 | 年　　月　　日  年　　月　　日 | | 午前 ・ 午後　　　時　　　分　から  午前 ・ 午後　　　時　　　分　まで |
| 使用を希望  する備品及び  数量 |  | | |
| 使用の目的 |  | | |
| 使用場所 |  | | |
| 使用に関する  誓　約　書 | コミュニティ活動活性化支援のための備品の貸出しに関する規程に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。  １　使用期間中は、その使用に関し常に安全を心がけます。  ２　転貸等目的外使用はいたしません。  ３　万一、事故等で使用備品により第三者に損害を与えた場合は、すべて代表者の責任において損害賠償等適切な処理を行います。  ４　その他事故等に際し、協議会に一切の迷惑及び損害をかけません。 | | |
| 借受（借受時に受取する者が記入）  年　　月　　日 | | （自署の場合は押印不要）  使用者　　　　　　　　　　　㊞ | |

※申請しても協議会の運営に支障をきたす場合等は必ず使用できるとは限りませんのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 【事務局処理欄】  返却　　　年　　月　　日 | 確認印 |